

## 1

### 軽自動車等の廃車手続きについて

手続きは3月31日までに！

**軽** 自動車税は、主な定置場で4月1日現在所有している人にかかります。譲渡や廃棄をしても、廃車の手続きをしないと税金が毎年かかります。また、転出した際は、住所変更をする必要があります。**手続は3月31日までに済ませてください。**

### 桂川町ナンバーの場合 … 役場で手続きできます。

【登録時に必要な書類一覧】 ●…必要 ▲…どちらか一方は必要

申請の内容	販売 証明書	廃車申告 受付書	譲渡 証明書	ナンバー プレート	標識交付 証明書	印鑑	身分 証明書
購入時	●					●	●
譲り受け時	廃車手続済		▲			●	●
	未廃車		●	●	●	●	●
転入時	廃車手続済	●				●	●
	未廃車			●	●	●	●

【譲渡・転出・廃車時に必要な書類一覧】 ●…必要

申請の内容	盗難届 受理番号	ナンバー プレート	標識交付 証明書	印鑑	身分 証明書
盗難にあった時	●		●	●	●
転出するとき（転入先でも手続き可）		●	●	●	●
譲渡または廃棄するとき		●	●	●	●

※盗難による廃車の場合は、警察署に必ず盗難届けを提出してください。  
※ナンバープレートがない場合は、標識弁償金（150円）が必要です。

### 筑豊ナンバーの場合 … 各手続先にお問い合わせください。

車種	手続先	問合せ先
軽自動車	軽自動車検査協会	☎82・3508
125ccを超え 250cc以下のバイク	全国軽自動車協会連合会	☎82・1008
二輪の小型自動車 (250ccを超えるバイク)	九州運輸局福岡運輸支局	☎050・5540・2080

## 2

### 納付期限内に納めましょう

税金は期限を過ぎると延滞金が課されます

**税** 金を納付期限内に納めた人との公平性を保つため、納付期限を経過すると督促手数料や延滞金が課せられます。

平成26年の延滞金率は、納付期限の翌日から1カ月の期間は年利率2・9%、それ以降は年利率9・2%で延滞金が加算されます。

延滞金は、納付期限までに税金が完納されていない場合、納付期限の翌日から税金完納日までの期間に応じて課されます。  
**納付期限内の納付をお願いします。**

### ○期間入札公売 を実施します○

滞納処分の一環として、税金滞納者の自宅を捜索し、差し押さえた品物の「期間入札公売」を3月中旬に実施します。

詳細が決まりましたら、桂川町ホームページまたは役場1階ロビーにてお知らせします。



### 問合せ先

税務課 税務係

☎65・1076

### 問合せ先

税務課 収納対策室

☎65・1076